

給付と負担の関係が分かりやすい

年金制度について

(ポイント制及び年金個人情報の通知について)

目 次

1 将来の年金給付を実感できる分かりやすい仕組みや運営の必要性 · · · · ·	1
2 ポイント制 · · · · ·	3
3 年金個人情報の提供（通知） · · · · ·	8

1 将来の年金給付を実感できる分かりやすい仕組みや運営の必要性

- 現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解と信頼を高めるため、将来の年金給付を実感できる分かりやすい仕組みや運営が必要である。

(年金個人情報提供に向けた現在の取組)

- このため、年金個人情報を提供する体制を整備し、社会保険事務所において年金見込額に関する情報提供を行う対象者の範囲を58歳以上から50歳以上に引き下げるなど、被保険者サービスの充実に向けた施策を推進していくこととしている。(→図表1)

(ポイント制の導入と年金個人情報の提供（通知）)

- このような取組に加えて、ドイツが行っているポイント制のように、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数（ポイント）化することにより、自らの拠出実績が確認できるとともに、被保険者にとって将来受給する年金が着実に増加することが実感できる仕組みを整備していく。
- また、年金ポイント数や将来受給する年金見込額等の年金個人情報を、定期的に被保険者に対して情報提供（通知）していく仕組みを導入する。

(図表1) 年金個人情報提供に向けた当面の取組

① 社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げ

社会保険事務所における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関し情報提供を行う対象者の範囲を58歳以上から50歳以上に引き下げる。(本年度早期に58歳以上を55歳以上に引き下げ)

② 被保険者記録の事前通知と年金見込額の提供

年金受給が近づいた58歳到達者に対し、被保険者記録を直接本人宛に通知するとともに、希望する者に対しては、年金見込額を別途通知する。(本年秋に実施予定)

③ インターネット等を利用した年金個人情報の提供

個人認証に基づき、インターネットを通じた照会を可能とし、被保険者記録、一定年齢以上の者の年金見込額等の情報を提供できるようにする。(平成16年度実施予定)

また、本人確認手段を講じることにより、個人記録に基づく具体的な年金相談に電話で対応できるようとする。(本年度早期に実施予定)

2 ポイント制

(年金額の算定式を変更)

- 年金額の算定式を、給付水準を変えずに、例えば、次のように変更する。スライド制は、基礎年金、報酬比例年金それぞれの単価に反映される。

	現行の給付算定式	ポイント制
基礎年金 (年額)	$804,200(\text{円}) \times \text{保険料納付済月数等} \div \text{加入可能月数(480月)} \times \text{物価スライド率(0.991)}$ ※ 基礎年金満額は、年 797,000 円 (月額 66,417 円)	<u>基礎年金ポイント × 基礎年金単価</u> <ul style="list-style-type: none">・ ポイントは、納付1年で1ポイント(40年間の保険料納付で40ポイント)・ 基礎年金単価 = $797,000(\text{円}) \div 40(\text{年}) = 19,925 \text{ 円}$ (月当たり 1,660 円)
報酬比例年金 (年額)	平均標準報酬月額(賃金再評価後) × $5.481/1000 \times \text{加入月数} \times \text{物価スライド率(0.991)}$ ※ 40年加入の標準的な報酬比例年金 $467,558(\text{円}) \times 5.481/1000 \times 480(\text{月}) \times 0.991 = 1,219,018(\text{円})$ (月額 101,585 円)	<u>報酬比例年金ポイント × 厚生年金単価</u> <ul style="list-style-type: none">・ ポイント = 年ごとの納付実績(ある年度の当該被保険者の賃金 / 当該年度の被用者年金の全被保険者の平均賃金)を累計・ 被用者年金の全被保険者の平均的な報酬を有する者が1年保険料を納付すると1ポイント(40年間、全被保険者の平均賃金の場合、40ポイント)・ 厚生年金単価 = $1,219,018(\text{円}) \div 40(\text{年}) = 30,475 \text{ 円}$ (月当たり 2,540 円)

(図表2)

ポイント制のイメージ

(1)基礎年金

$$\text{年金額} = \text{基礎年金ポイント} \times \text{基礎年金単価}$$

保険料納付1年で1ポイント
(40年間の保険料納付で40ポイント)

- 基礎年金単価=797,000(円)(基礎年金満額)/40(年)=19,925(円)
(月当たり1,660円)
- 基礎年金単価は、国民生活の動向等を踏まえて政策改定

(2)報酬比例年金

$$\text{年金額} = \text{報酬比例年金ポイント} \times \text{厚生年金単価}$$

毎年のその人の賃金をその年の被用者全体の平均賃金で割って点数化

〔例えば、平均的な給与で1年間保険料を納めた場合を1ポイントとすると、標準的な労働者は、40年間の勤務で累積40ポイントとなる。〕

- 40ポイント獲得した場合に標準的な年金額を受給できるように設定
- 厚生年金単価=1,219,018(円)(モル年金相当額)/40(年)=30,475(円)
(月当たり2,540円)
- 厚生年金単価は、賃金等の上昇に応じて改定

(ポイント制の意義)

- ポイント制については、現在の仕組みと比べて、次のような意義がある。
 - ① 保険料納付に伴いポイントが増加していくので、自らの拠出実績が確認できるとともに、将来受給する年金権が着実に増加することが実感できる。
 - ② 例えば、上記案であれば、基礎年金満額やモデル世帯の報酬比例年金を受給するためには、基礎年金ポイント、報酬比例年金ポイントが40ポイント必要となるが、このような標準的な年金水準に必要となる年金ポイント数と比較することにより、自らの年金権が現在どの程度の位置にあるかがわかるので、老後の生活設計がしやすい。
 - ③ 加入者からみて、年金額の算定式がわかりやすい。

(留意事項)

① ポイント制の適用対象

○ 適用対象とする年金給付

ポイント制による年金額計算は、国民年金法、厚生年金保険法に規定する様々な年金給付をすべて対象とするわけではない。(障害基礎年金、遺族基礎年金、加給年金等の定額である年金給付は現行どおりとする)

○ 適用対象者

施行時点で、年金受給者である者は、引き続き現行の給付算定式を適用し、ポイント制の適用については、老齢年金受給前である生年の者を対象とすることが考えられる。具体的には、現行制度において厚生年金の給付乗率が5.481／1000である昭和21年4月2日以後生まれの者を対象とすることが考えられる。

○ 受給資格要件

受給資格要件については、ポイント制導入後においても、ポイントではなく、現行どおり期間で取扱うこととする。

② 導入過程

－ポイント制の導入に当たっては、年金ポイント数の個人単位の管理、この年金ポイントに基づく新たな年金額システムの構築等大規模なシステム開発が必要である。また年金個人情報の通知も含めた試行期間を設けるなど、十分な準備期間が必要と考えられる。

③ ポイントの算定について

- ・ 総報酬制の下で、賃金を年単位で把握する必要があることから、各年ごとに、ポイントは確定される。
- ・ 現行の年金額計算と同様に基礎年金ポイントは、加入する制度を横断して算出し、報酬比例年金ポイントは、被用者が加入する被用者年金制度ごとに算出することが考えられる。
- ・ なお、報酬比例年金ポイントを算出する上での分母となる平均的な報酬は、被用者年金の全被保険者の平均値を用いることが考えられる。(現行の賃金再評価も被用者年金制度共通である。)

3. 年金個人情報の提供（通知）

- 全被保険者を対象として、定期的に（例：1年ごと）年金情報を提供（通知）する仕組みを導入する。
 - ・ 一定年齢（例：25歳以上）の被保険者を対象とすることも考えられる。
 - ・ 段階的に通知対象者や通知内容を拡大することも考えられる。
 - ・ 一定年齢ごとに通知の頻度や通知内容を変えることも考えられる（例：40歳以上の者は、毎年、40歳未満の者は2年に1回）。
- 年金ポイント（直前1年間の実績及び累計総ポイント数）、現在の年金加入期間、年金見込額等を通知する。
 - ・ 年金見込額として具体的に何を通知するかは、今後具体的に検討。いずれにしても、見込額であり、現実に受給することとなる年金額とは異なるものであることを国民に対して周知することが必要。
- (例)
 - ◇ 現時点で障害事故にあったと仮定した場合の障害年金見込額
 - ◇ 過去のトレンドに沿って今後も年金ポイントが増加していくと仮定した場合の老齢年金見込額
 - ◇ 現在までに獲得した年金ポイントにより将来受給することができる老齢年金見込額
- また、通知に当たっては、公的年金制度の考え方や年金見込額の計算式等についても併せて説明し、年金制度に対する国民の理解を深めていくことが適当である。

(参考) 主要国における年金情報の通知の例 (未定稿)

	ドイツ 【年金情報】 (Renteninformation)	スウェーデン 【年金残高計算書】 (Orange Letter)	アメリカ 【社会保障計算書】 (Social Security Statement)	イギリス 【老齢年金予測】 (Retirement Pension forecast)	カナダ 【拠出通知書】 (Statement of Contributions)
対象者	27歳以上の被保険者（但し5年以上的納付期間を有する者）	18歳以上のすべての被保険者	25歳以上の被保険者	請求者（支給開始の4か月前まで）	請求者（18歳以上の被保険者）
通知頻度	毎年1回	毎年1回	毎年1回（請求に応じて随時発行）	請求に応じて	請求に応じて（ただし12か月に1回）
通知内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料納付に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在までの総ポイント数 ・ 現在までの被保険者期間 ・ 現在までの納付年金保険料総額 ○ 年金見込額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の仮定を置いて計算 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料納付及び運用の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料算定の対象となった各年の所得額 ・ 賦課方式部分の各年の保険料額及びそのみなし運用益 ・ 積立方式部分の各年の保険料額及び運用実績 ○ 年金見込額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の仮定を置いて計算 ・ 通知時点での賦課方式部分の年金原資 ・ 通知時点での積立方式部分の積立残高 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料納付に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料算定の対象となる過去の所得履歴 ・ 現在までの納付社会保障税の金額 ○ 年金見込額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の仮定を置いて計算 ・ 本人分及びその家族分併せて通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在までの年金保険料の納付記録 ○ 現在までの納付保険料により受給可能な給付と受給不可能な給付の一覧 ○ 年金見込額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の仮定を置いて計算 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料納付に関する記録（全員に通知） ・ 保険料算定の対象となる過去の所得履歴 ・ 現在までの納付保険料総額 ○ 年金見込額（30歳以上の者に通知） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の仮定を置いて計算

	○ 年金情報通知書の位置付けに加えて、年金制度の説明や年金見込額の計算方法等についても説明している。		
備考	○ 2005年から本格実施。 ○ 2002年～2004年の間パイロットプロジェクトとして、3年かけて27歳以上の全被保険者に対して年金情報を通知		○年金見込額の通知については、30歳以上の者が対象となっている。